

亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第2号

亀山市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

亀山市固定資産評価審査委員会条例（平成17年亀山市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第5条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第3項中「し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印」を削る。

第9条第5項中「し、提出者がこれに署名押印」を削り、同条第8項中「し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印」を削る。

第10条第2項中「し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印」を削る。

第11条第2項中「し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。